

道州制ビジョン懇談会の議事運営について

(道州制基本法審議に反対の意見)

2008年12月26日

道州制ビジョン懇談会委員

鎌田 司

河内山 哲朗

1 道州制議論と分権議論の関係

分権の先に道州制があるのだから、道州制の導入を決めることが分権の後押しにもなるという議論がありますが、これは極めて非現実的な考え方だと思われます。実際、国の出先機関の統廃合について、地方分権改革推進委員会の第2次勧告が出されたあとの与党内の議論を聞いていますと、「道州制を議論している時に、都道府県制度下の出先機関の議論をすることは意味がない」という意見が多くなっています。しかも、そういう議員の先生は、出先を多く抱えた省庁のご出身者が多いとも伺っています。私たちにとっては、将来の道州制の議論も大切ですが、地方分権改革推進委員会や麻生総理、鳩山大臣らの大変なご努力で、現実に着々と進められている地方分権改革が、よりよい成果を挙げてくださいことに大きな期待を抱いています。

こうした努力を積み重ね、来秋の臨時国会又は再来年の通常国会に地方分権一括法案が提出され、議論されようとしている時に、(導入の時期や内容はともかく)道州制の導入を決めることとなる「道州制基本法」を提出すれば、我々が切望する地方分権一括法の成立が危ぶまれるばかりか、そもそも出先機関の改革は頓挫し、同法の提出すらできなくなるのではないのでしょうか。こうしたことは、地方分権改革を見守ってきた者や地方自治体関係者としては決して見過ごすことはできません。

私たちは道州制基本法についての議論を止めているわけではありません。大いにすべきです。ただ、それは大きな道州制ビジョンを描くための一つの部分です。本当に急いで道州制基本法を成立させたいのであれば、まず国民的なコンセンサスを作り上げるための道州制の全体像を描いたビジョンを出すべきだと言っているのです。今、道州制基本法の骨子を出し、次期通常国会にも基本法案の提出を促すことは、政府に二兎を追わせ、結果として一兎をも得ない結果を招きます。

現在の道州制基本法に特化した議論はすぐに止め、道州制ビジョン策定のために残された多くの課題について議論を急ぐべきだと考えます。

2 道州制と税財政問題

堺屋委員が12月25日に提出された資料の中では、税源配分の比率などについて具体的な提案がなされていますが、これまでも議論されてきたように、国、道州及び基礎自治体に割り当てる税源は、それぞれの主体の果たすべき役割に応じて決定されるべきものであり、現段階で具体的に論じられるものではないと考えます。予断を持たず、あるべき国、道州及び基礎自治体のあり方から議論をすべきです。

また、同じ資料の中で、道州は、道州債を発行して国の資産を時価で買い取るものとされています。これは、国の債務を道州に付け替えることにほかならず、道州の住民からすれば、突然、多額の債務をその地域で背負わされることとなるため、到底納得は得られません。また、同じことが都道府県から市町村に対しても行われるとすれば、財政力の弱い地方の市町村は財政的に成り立たないことは明らかです。まずは、道州の権限に見合った税財源が移譲されることが先決されるべきであります。

3 最近の経済危機下での状況

経済危機、また時として地方を襲う大規模災害など危機的な状況では、国家の役割は重要だと思います。もちろん、これまでのように国が地方の施策の細かなところまで関与するやり方は完全に改める必要がありますが、国と地方が相互補完する考え方は、国民の視線からしても、安心安全を与える上で求められているのではないのでしょうか。特に、昨今の経済危機の状況下で、こうした国のあり方を根本から変えることは、相当丁寧かつ透明な議論を経て説明をしないと、いたずらに国民の不安をかきたてるばかりだと考えます。

4 結論（道州制ビジョン懇談会が行うべきこと）

もともと道州制ビジョン懇談会に与えられたミッションは、道州制について国民的なコンセンサスが得られるよう大きなビジョン（絵）を描くことであったと理解していました。そのことは、鳩山大臣もことあるごとにおっしゃっています。それが、少数の委員のみが集まった12月1日若しくはその直前から急速に道州制基本法の骨子の取りまとめの方向にベクトルが向けられたことに危惧を抱いて

います。

そもそも、道州制基本法や推進法がいかなるものであれ、それが法律である以上、道州制の導入を国家の意思として決めるということに他なりません（導入のスケジュールを決めるということは、そういうことです。仮に、検討のスケジュールを決めるだけということであれば、それは法律ではありません。）。しかし、そうした法律を制定するためには、その前提として道州制を導入することについての国民的なコンセンサスがなにより大切です。そのコンセンサスを形成するために、わかりやすいビジョンを描くことが私たち道州制ビジョン懇談会に課せられたミッションであったはずですが、それが、急速に道州制ビジョン懇談会としての成果を誇るかのような、道州制基本法の骨子を出すことにこだわる進め方には反対せざるを得ません。なぜ、そんなに結果を急ぐのでしょうか。懇談会の中ですら、道州制の骨格にかかわる重要事項に関して意見集約が十分出来ていない中で、理念とスケジュールしか規定しない形ばかりの「道州制基本法」を作ったとしても、それが国民的議論を喚起できるのかどうか、大きな疑問を感じます。明確なビジョンも明らかにしないまま、理念とスケジュールだけ法律で決めてしまうのは、まさに「上からの押しつけ的改革」とのそしりを免れません。

道州制のビジョン、骨格、なんたるかを示さないままに、理念とスケジュールだけの基本法案を出すことは国民をだまし討ちにしようとするようなものではないでしょうか。このような法案は、「どんな内容になるかは分かりませんが、とにかく〇年までに道州制を導入します」といっているのと同様です。法案の国会審議で道州制の骨格を問われた場合には、「これから考えます」とでも答えるのでしょうか。到底、国民の理解は得られないと思います。

また、今後は、起草委員会というような閉ざされた場や少数の委員しか参加できないような状況ではなく、大半の委員が出席できるよう十分な日程調整を行ったうえで、より民主的な運営がなされることを強く求めます。

私たちが等しく目指すものは、真に国民のためになる道州制の実現だと考えます。懇談会として目先の功を焦ることは、逆に道州制の実現を遠ざけてしまうことになることをぜひともご理解いただきたいと思います。

以上、意見を申し述べます。よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。